

標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令案参照条文

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六・七 （略）

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

○ 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）（抄）

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類		部局又は機関等		職制上の段階	標準的な官職
一 二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				四十一 この項第二欄第九号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
(略)	(略)	(略)	(略)	四十二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
				(略)	(略)